

令和2年（む）第81802号

決 定

被疑者 相 嶋 静 夫

被疑者に対する外国為替及び外国貿易法違反被疑事件について、令和2年5月28日東京地方裁判所裁判官がした勾留の裁判に対し、同年6月1日弁護人から準抗告の申立てがあったので、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件準抗告を棄却する。

理 由

自らが顧問を務める会社の代表取締役らと共謀の上、経済産業大臣の許可を受けないで同社製の噴霧乾燥器を大韓民国に輸出したという本件事案の性質及び内容、被疑者及び共犯者らの供述状況、被疑者と共犯者らの人的関係等に照らせば、被疑者が、罪体及び重要な情状事実に関し、共犯者らに働きかけるなどして罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があると認められ、被疑者が逃亡すると疑うに足りる相当な理由及び勾留の必要性も認められる。

先行して関連事件が起訴されている点を考慮しても、本件準抗告は理由がないといえるから、刑訴法432条、426条1項により、主文のとおり決定する。

令和2年6月1日

東京地方裁判所刑事第4部

裁判長裁判官 品 川 し の 

裁判官 深 野 英 

裁判官 渋谷 俊 

これは謄本である。

同 日 同 庁

裁判所書記官 水戸達城 